

「平成27年度臨時総会」を開催しました。

昨年2月の再開発組合設立後、権利変換計画の策定に向け取り組んで参りました。その間、地権者や借家権者など関係権利者の皆さまと権利変換についてご協議を進め、今般「権利変換計画の縦覧」を実施する運びとなりました。

そのため、3月30日(水)14時に臨時総会を開催し、「権利変換計画縦覧の実施」や「特定業務代行者の選定」などをお諮りいたしました。

当日は組合員26名のうち、議決権行使書や委任状の提出を含め24名の皆様のご出席を頂きました。右の7議案を審議いただき、全て賛成多数で可決されました。

◆臨時総会議案◆

- 第1号：事業計画の変更について
- 第2号：特定業務代行者の選定及び特定業務代行契約について
- 第3号：参加組合員契約について
- 第4号：定款の変更について
- 第5号：権利変換基準について
- 第6号：権利変換計画の縦覧について
- 第7号：平成28年度暫定予算について

◆特定業務代行者の選定(第2号議案)

1月18日(月)に特定業務代行者(ゼネコン)の募集開始を告知し、2月29日(月)の提出期限までに「大成建設株式会社」1社が応募しました。

提案書に対する質疑等を経て、3月11日(金)の「選定審査委員会(※1)」にて、同社の提案が標準に達していると認められ、組合に答申されました。

臨時総会で特定業務代行者に選定されたのち、同社横浜支店・白川支店長よりあいさつがありました。(※1)「財団法人都市みらい推進機構」に事務局を委託



臨時総会の様子

◆権利変換計画縦覧の概要◆

- 縦覧場所
再開発組合事務所
(※)住所、連絡先等は下欄をご参照下さい
- 縦覧期間
平成28年4月8日(金)から平成28年4月21日(木)まで(但し、土日祝日を除く)
- 縦覧時間
午前9時から午後5時まで
- 意見書の提出期限(提出先：組合事務所)
平成28年4月21日(木)午後5時

◆権利変換計画の縦覧(第6号議案)

4月8日(金)より組合事務局にて権利変換計画を縦覧いたします。(概要は右表参照)

権利変換計画とは、地権者の皆さまの従前資産(土地、建物など)が権利変換によりどのように置き換わるかを一覧表と建物図面で示すもの(※2)です。

なお、縦覧された権利変換計画に意見があるときは「意見書」を提出することができます。

(※2)個人情報保護の観点から、縦覧できる範囲はご自分の権利変換に関連する部分のみとなります。